

一般社団法人明専会 本部幹事に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第64条によって設ける本部幹事について定める。

(構成)

第2条 本部幹事は、庶務幹事、会計幹事、編集幹事各2名とする。

(庶務幹事)

第3条 庶務幹事は次の業務を掌る。

- (1) 会議及び諸会合の計画ならびに実施
- (2) 会議の記録
- (3) 会員の動静の調査及びその記録
- (4) 役員選挙に関する事項
- (5) その他、他の幹事の業務に属しない事項

(会計幹事)

第4条 会計幹事は、次の業務を掌る。

- (1) 会計に関する事項
- (2) 会の財産管理に関する事項
- (3) 職員の給与に関する事項

(編集幹事)

第5条 編集幹事は次の業務を掌る。

広報ならびに会誌の編集及び発行に関する事項

(会合)

第6条 常務理事は必要に応じ幹事会を招集する。

(選任)

第7条 本部幹事は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第8条 幹事の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

任期途中で欠員を生じた場合はその補充をする。この場合は前任者の残任期間とする。

附則

- 1 本規則は、旧法人の「本部幹事に関する規定」の内容を承継し、当法人の設立登記の日(平成24年4月1日)より施行するものとする。
- 2 この規則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 平成26年2月6日 誤記修正